

枚方市社会教育委員会議を傍聴される方へのお願い

1 傍聴方法

枚方市社会教育委員会議(以下、「会議」といいます。)を傍聴しようとする方は、係員の案内に従い傍聴席に着いてください。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴に当たっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 静粛に傍聴し、みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 発言の許可を求めたり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したりしないこと。
- (3) 張り紙、ゼッケン、たすき、旗等を使用した示威的行動をしないこと。
- (4) 議長の許可なく、録音、録画、撮影等をしないこと。
- (5) 閲覧に供された会議資料の持ち帰り等の取扱いについては、会議の取決めに従うこと。
- (6) その他会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会議の場の秩序維持

2に違反する行為をやめるよう求める議長の指示に従わないときは、会議の場から退場していただくことがあります。